

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社が紹介した者が入社後、3ヶ月以内に本人の責めによる解雇または本人の都合による退社により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 勤務開始日より1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 勤務開始日より2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- (3) 勤務開始日より3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

なお、返戻金制度は人材コンサルティング契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社 J&J ヒューマンソリューションズ

人材紹介センター

有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-090123